

平成28年度第11回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年2月24日(金) 午後 2時00分から午後3時26分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席委員(29名)

1番 山本 勝	2番 橋本 金義	3番 岩村 定子	4番 山崎 早苗
5番 出口 幸博	7番 山田 全	10番 林 賢市	11番 山下 正人
12番 寺坂 誠一	13番 中村 利幸	14番 古里 善秀	15番 山下 富雄
17番 上村 孝幸	18番 角田 隆章	19番 梁瀬 敏夫	20番 谷川 基晴
21番 山口 廣行	25番 田原 和行	26番 橋本 博隆	27番 岩田 弘孝
29番 深松 誠	31番 奥野 音之	32番 谷川 次和	33番 大石 勝
34番 仁田 隆一	37番 山田 勝久		

4. 欠席委員(5名)

9番 吉谷 吾市	16番 寺内 和彦	22番 宮崎 盛	23番 麥田 幸弘
28番 尾崎 初雄			

5. 議事録署名人

14番 古里 善秀	20番 谷川 基晴
-----------	-----------

6. 日 程

議案第54号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第55号	農地法第4条・5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について
議案第56号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第57号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第58号	農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について
議案第59号	農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
議案第60号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について

議案第 61 号	五島市農業委員会規程の一部改正について
議案第 62 号	五島市農業委員会総会会議規則の一部改正について
議案第 63 号	五島市農業委員章程規程の一部改正について
議案第 64 号	五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規則の一部改正について
議案第 65 号	五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について
議案第 66 号	五島市農地台帳点検等実施規程の一部改正について

7. 報告・協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
 会議等報告・予定について
 農業委員会活動整理カードについて
 その他

□事務局長

平成 28 年度第 11 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、9 番吉谷吾市委員、16 番寺内和彦委員、22 番宮崎 盛委員、23 番麥田幸弘委員、28 番尾崎初雄委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 34 名中 29 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

おはようございます。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 28 年度第 11 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて、議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 54 号 1 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆、1,896 ㎡。譲受人、〇〇、〇〇〇〇、自営業兼農業。譲渡人：名古屋市、〇〇〇〇、自営業。譲受理由、当該地を譲り受けて農

業経営の規模拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。

その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第54号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

次に、議案第55号農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について、1番を議題といたします。なお、本案については議案56号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、1番については関連があり、その外2番から8番についても一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、6ページをご覧ください。議案第55号の1番をご説明いたします。本案は、昭和55年4月30日付けで農地法第5条が許可された案件です。所在、〇〇町、畑319㎡。承継者、〇〇町、〇〇〇〇。当初計画者、新上五島町、〇〇〇〇。用途、変更前、住宅用地、変更後、住宅用地。付近状況図、配置図につきましては、議案第56号の1番でご説明いたします。

7ページをご覧ください。議案第56号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑319㎡、第2種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人：新上五島町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地で居宅1棟。申請地は、〇〇から西へ約410mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、北側と南側の境界部分にはコンクリートブロック工事をして土砂等の流失や崩壊の被害の発生が無いように致します。近隣の農地等と十分な距離をとり建設しますので日照・通風等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。本案は、市役所の支所からおおむね500m以内の農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

それでは、8ページをご覧ください。議案第56号の2番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑423㎡、第3種農地。申請人、長崎市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地で居宅1棟。本案は、昭和58年1月31日に申請人の父の自宅として建物を建築したものです。当該建物は、現在も存在しておりますが空家となっております。非農地化の原因が人為的なも

のであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇から南西へ約 230mに位置し、農業振興地域外にあり都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは、石垣、ブロック等が設置され土砂等の流出の恐れはなく、申請地近傍には、耕作している農地も無く営農等に影響はありません。また、雨水排水は既存の側溝に放流とし、汚水処理は、くみ取り式で、生活雑排水については溜柵で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、9 ページをご覧ください。議案第 56 号の 3 番をご説明します。所在、〇〇町、畑 420 m²、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人：八王子市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地で 1 棟。申請地は、〇〇から、南東へ約 350mに位置し、農業振興地域外にあり都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、隣接境界は地盤より 10 cm高いRC造擁壁を敷設し、コンクリート舗装を施行するため土砂流出等の恐れはないと思われます。また、申請地近傍には、耕作している農地も無く営農等に影響はありません。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、10 ページをご覧ください。議案第 56 号の 4 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 546 m²、第 2 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地で居宅 1 棟。申請地は、〇〇から東へ約 300mに位置し農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、平坦な地形であり、南東側から南西側にかけての法面は擁壁により保護し崩壊の恐れはなく、外溝工事等の敷地整備を行うので土砂等の流失も無く、周辺農地等と十分な距離を確保し建設しますので、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は水路放流および自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。本案は、市街地化が見込まれる、概ね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。なお、申請面積が 546 m²となっておりますが、法面の面積 69.4 m²を差し引きまして有効利用面積は、476.6 m²になる。また、500 m²と申請した場合 46 m²を分筆したとしても農業上は利用しがたい過少残地といえます。との面積超過の理由書が添付されています。

次に、11 ページをご覧ください。議案第 56 号の 5 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 309 m²、第 2 種農地。譲受人、新上五島町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。

転用目的、住宅用地で居宅1棟。申請地は、〇〇から西へ約400mに位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とはブロック塀や植栽物等を設置するため土砂等の流失の恐れはなく、申請地近傍の農地とは十分な距離もあり、建物も平屋建とする事で日照等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は既存側溝に放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し水路に放流する計画となっております。本案は、市街地化が見込まれる、概ね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、12ページをご覧ください。議案第56号の6番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑264㎡、第2種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、駐車場・資材置場用地。申請地は、〇〇から北へ約1.1kmに位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは石垣や擁壁等が設置され土砂等の流失の恐れはなく、申請地近傍に農地はなく、日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下及び既存側溝に放流する計画となっております。駐車場・資材置場用地とするため汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、市街地化が見込まれる、概ね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

それでは、13ページをご覧ください。議案第56号の7番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑311㎡、第2種農地。申請者、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。本案は、道路として使用するために舗装工事を行ったものです。当該違反案件は、近々建設を予定している住宅の進入路として使うことが明らかであるため、住宅への進入路目的で舗装したものと思われます。また、簡易手続相当にかかる基準に該当しないため、簡易手続以外の違反転用であると判断され、追認許可相当と判断されております。申請地は〇〇より西に約100mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、全面をコンクリート舗装することにより土砂等流失の恐れはなく、構造物の設置が無く道路を確保するもので近隣農地への日照・通風等営農への被害の恐れはありません。また、雨水排水は自然流下する計画となっております。道路用地とするため汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、概ね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、14ページをご覧ください。議案第56号の8番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑829㎡、第3種農地。譲受人、福岡市、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。

転用目的、太陽光発電所用地。申請地は、〇〇から西へ約 150mに位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 308 枚の発電能力 78.54 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は自然流下する計画となっております。太陽光発電所用地とするため汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、市役所の出張所から概ね 300m 以内の距離にある農地で、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地であります。以上です。

○議長

次に、議案第 55 号の 1 番、議案第 56 号の 1 番から 8 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 55 号の 1 番と議案第 56 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 55 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見の 1 番、ならびに議案第 56 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 2 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 55 号の 1 番、所在、〇〇町。承継者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

次に、議案第 56 号の 1 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

以上 2 件について、55 号の 1 番は、計画変更承認申請はやむを得ないと認められる。56 号の 1 番の申請地は、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請は、やむを得ないと認められる。以上、55 号の 1 番の承認申請と 56 号の 1 番の許可申請は、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により承認相当及び許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では次に、議案第 56 号の 2 番から 5 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 56 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 2 番から 5 番について、当協議会は去る 2 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 56 号の 2 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

次に、議案第 56 号の 3 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

次に、議案第 56 号の 4 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

最後に、議案第 56 号の 5 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的：住宅用地。

本案について、2 番と 3 番の申請地は都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域内にある第 3 種農地である。4 番と 5 番の申請地は、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。4 件の申請地は、周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条と第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 56 号の 6 番から 8 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 56 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 6 番から 8 番について、当協議会は去る 2 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 56 号の 6 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、駐車場・資材置場用地。

次に、議案第 56 号の 7 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。

最後に、議案第 56 号の 8 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。本案について、6 番と 7 番の申請地は市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。8 番の申請地は、市街地化の傾向が著しい区域内にあり、概ね 300 メートル以内に市役所の出張所がある第 3 種農地である。3 件の申請地は、周辺の農地等に影響は無く、駐車場・資材置場用地と道路用地及び太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条及び第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とす

べきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 55 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、承認相当、議案第 56 号の 1 番から 8 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、よって、議案第 55 号の 1 番は承認相当、議案第 56 号の 1 番外 7 件は許可相当と決しました。

次に、議案第 57 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、利用権設定の 1 番から 13 番、所有権移転の 14 番から 18 番 2 を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは議案第 57 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを説明いたします。

本日ご審議いただく農用地利用集積計画については、利用権設定が田 22 筆、畑 20 筆の計 42 筆で面積が 84,935 m²、所有権移転につきましては、畑 14 筆で面積が 25,696 m²となっております。それでは、議案についてご説明いたします。18 ページをご覧ください。

(議案第 57 号利用権設定の 1 番から 13 番、所有権移転の 14 番から 18 番 2 を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 57 号、利用権設定の 1 番から 13 番、所有権移転の 14 番から 18 番 2 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号、利用権設定の 1 番外 18 件、所有権移転の 14 番外 8 件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

24 ページをご覧ください。議案第 58 号農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について、「農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」となっております。

平成 28 年 1 月から 12 月に締結した、農地法第 3 条及び農業経営基盤強化促進法により利用権設定した全データから抽出したものであります。また、承認いただければ後日、市のホームページ及び窓口で公表する予定であります。

なお、昨年と比較しまして、田の部の平均が今回 9,000 円で、昨年在 9,100 円でしたので 100 円の減。また畑の部の平均が今回 3,700 円で、昨年在 3,900 円でしたので 200 円の減となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 58 号農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、農地等の利用の最適化の推進に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

本日お配りした資料をご覧ください。議案第 59 号農地等の利用の最適化の推進に関する意見について説明いたします。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 38 条に、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とあります。この法律の規定により行うものであります。内容につきましては、去る 2 月 17 日に農業委員会運

営委員と認定農業者協議会役員・市農業振興課・市農林整備課・JAごとう、との意見交換会を開催し、その内容を基に農業委員会で取り纏めを行い作成しております、読み上げます。

1. 農地基盤整備事業の推進と維持管理対策について

農地の集積及び大区画化による作業効率の向上や農地中間管理事業の推進を図るため、引き続き圃場整備等の農地基盤整備を推進していただきたい。

基盤整備後長年経過した区域においては、老朽化した基盤整備ほ場の排水施設（暗渠排水）等の改修及び維持管理事業に対して支援をしていただきたい。

基盤整備に伴う土地改良区の経常賦課金については、土地改良区への運営費補助の拡充を検討されるなど、更なる負担の軽減が図られるよう取り組んでいただきたい。

2. 担い手農家等の育成について

認定農業者については、これまでも地域農業の担い手として確保・育成を図り推進しているところであるが、引き続き経営規模の拡大を図るなど安定的な経営の支援に取り組んでいただきたい。また、後に続く意欲ある担い手及び新規就農者が定着できるよう、儲かる農業の実現に向けた支援に引き続き取り組んでいただきたい。

3. 農地中間管理事業の推進について

担い手への農地集積・集約化を促進するためにも、関係機関が連携を密にし、農地中間管理事業が活用されるよう周知徹底と情報発信に、積極的に取り組んでいただきたい。また、事業の推進には農地基盤整備事業による効果が大きいことから同事業及び土地改良区と連携した取り組みを推進していただきたい。

4. 有害鳥獣対策について

五島市一円に生息範囲の拡大が確認されているイノシシ、シカ、台湾リスなどの有害鳥獣対策については、重点的に取り組んでいただいております。今後も地域農業者が安心して農業に励むことができるよう引き続き取り組んでいただきたい。

5. 農畜産物の輸送コスト助成及び販路拡大について

本年4月に国境離島新法が施行されることに伴い、五島～本土間の海上輸送体制の確保と農産物及び資材等の輸送コスト低廉化への更なる支援の拡充に取り組んでいただきたい。また、五島農畜産物の消費拡大に向けて販売経路の拡大や6次産業化支援措置に引き続き取り組んでいただきたい。

以上が意見書の案であります。また、総会前に開催されました、運営委員会において議案上程について承認をいただいております。なお、可決承認いただければ、後日、市長へ意見書の提出をすることにしております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

有害鳥獣対策ですが、3つ揚がっておりますが、カラスがひどく害を及ぼしている感じがあるんですが、入らないものかどうか。

〇議長

去年はカラス、ヒヨドリも上げていました。今回については3つ上げていますが、他の鳥獣も一緒に行ってくださいということであげています。

〇〇〇委員

この中に網羅しているということで。わかりました。

〇〇〇委員

1番の圃場整備に関してですけど、今後計画をしたいというときに何処と話せばいいんですか。農林課ですか。圃場整備を計画してみたい地区があるんですよ。どこと話せばいいんですか。

□事務局長

区画整理の担当は、農林整備課の方になります。

〇議長

他にありませんか。

〇〇〇委員

基盤整備について、経常賦課金についての補助の拡充とありますが、今現在、土地改良連合会に加入してまして、その事務費と人件費になっていると思うんですよ、地区の賦課金が。その事務局の方を市の方でどうにかしていただければ賦課金自体が軽減されるのではないかなと思うんですけど、なかなか下げるわけにはいかんという、事務費、給与を払うためということなんですけど、その辺の検討、市の方ではないんでしょうか。

〇議長

その分も含めて、事務費、それと水道料、電気料ですね。その分も含めて助成をお願いしたいという形で書いているんですよ。事務費の軽減、今連合会が15ですか、連合会に入っていないのが2つの土地改良区ということですけど、それを踏まえて、それと電気料を助成の増加をお願いしたいということで書いております。

〇〇〇委員

わかりました。よろしく願いいたします。

〇議長

他にありませんか。

なければ、質疑を終わり、採決いたします。議案第59号農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは議案第 60 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてをご説明いたします。25 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただきました結果を掲載しておりますが、〇〇地区で 4 筆追加がありましたので、本日お配りした追加修正分の資料をご覧ください。今回非農地と判断されたものは田 9 筆、畑 26 筆で、合計面積は 37,982 m²となっております。28 年度 4 月からの累計は田 57 筆、畑 384 筆、樹園地 2 筆で、合計面積は 412,534 m²となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり採決いたします。議案第 60 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号五島市農業委員会規程の一部改正についてを議題といたします。

なお、本案から議案第 66 号五島市農地台帳点検等実施規程の一部改正については、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、市の規則等を整備するものであります。よって一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

29 ページをご覧ください。議案第 61 号五島市農業委員会規程の一部改正についてご説明いたします

改正の趣旨、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、当該改正法と五島市農業委員会規程の整合性を図る必要があるため、今回の改正案を提案するものであります。

改正内容につきましては、

1、第 4 条第 1 項中、「会長」を「市長及び会長」に改正する。

2、第5条を次のように改正する。

農地利用最適化推進委員に辞任

第5条、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が辞任しようとするときは、辞表を会長に提出しなければならない。

3、第17条中「委員又は職員」を「委員、推進委員又は職員」に改正する。

4、様式第2号を別紙のとおり改正する。

なお、この改正は平成29年8月1日から施行することとしております。

本日、お配りした議案書の第62号をご覧ください。先ほど行われました運営委員会におきまして、追加項目の了承を得ましたので、差し替えてご説明いたします

議案第62号五島市農業委員会総会会議規則の一部改正について。

改正の趣旨、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、当該改正法と五島市農業委員会総会会議規則の整合性を図る必要があるため、今回の改正案を提案するものであります。

改正内容につきましては、

1、第3条第1項中「委員」を「委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」に改正する。

2、第3条に第3項として次の1項を加える。

「3 会長は、必要があると認めるときは、推進委員に対し総会に出席を求めることができる。」

3、第4条及び第5条中「委員」を「委員及び推進委員」に改正する。

4、第9条中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改正する。

5、第13条第2項中「委員又は関係職員」を「委員、推進委員又は関係職員」に改正する。

6、前項を第3項とし、第2項として次の1項を加える。

「2 推進委員は、担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会に出席して意見を述べることができる。」

なお、この改正は平成29年8月1日から施行することとしております。

32ページをご覧ください。

議案第63号五島市農業委員等章規程の一部改正についてご説明いたします

改正の趣旨、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、当該改正法と五島市農業委員等章規程の整合性を図る必要があるため、今回の改正案を提案するものであります。

改正内容につきましては、

1、題名を「五島市農業委員等章規程」に改正する。

2、第1条中、「五島市農業委員」を「五島市農業委員及び五島市農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）」に改正する。

3、第3条中「委員」を「委員等」に改正する。

なお、この改正は平成29年8月1日から施行することとしております。

33ページをご覧ください。

議案第64号五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

改正の趣旨、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、当該改正法と五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規則の整合性を図る必要があるため、今回の改正案を提案するものであります。

改正内容につきましては、

1、第4条第1項第17号を次のように改正する。

「(17) 農地等の利用の最適化の推進に関する事項について、他の行政庁に対し農地等利用最適化推進施策の改善について意見を提出すること。」

2、第14条第3項第4号を次のように改正する。

「(4) 職員の旅行を命令し、及び復命を受けること。」

なお、この改正は公布の日から施行することとしております。

34ページをご覧ください。

議案第65号五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正についてご説明いたします。

改正の趣旨、農地法の改正に伴い、当該改正法と五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領の整合性を図る必要があるため、今回の改正案を提案するものであります。

改正内容につきましては、

1、2の(1)のA中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改正する。

2、4の(5)のA中「農業委員」を「農業委員及び農地利用最適化推進委員」に改正する。

なお、この改正は告示の日から施行することとしております。

35ページをご覧ください。

議案第66号五島市農地台帳点検等実施規程の一部改正についてご説明いたします。

改正の趣旨、農業協同組合法等の一部改正に伴い、当該改正法と五島市農地台帳点検等実施規程の整合性を図る必要があるため、今回の改正案を提案するものであります。

改正内容につきましては、

1、第3条第1項中「、農業委員会委員選挙人名簿の調整と並行して」を削除する。

2、同条第2項及び第3項を削除する。

3、同条第4項を第2項に改める。

4、第11条中「第103条第2項」を「第103条第1項」に改める。

なお、この改正は告示の日から施行することとしております。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 61 号五島市農業委員会規程の一部改正についてから議案第 66 号五島市農地台帳点検等実施規程の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号五島市農業委員会規程の一部改正について外 5 件については、原案のとおり可決されました。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。はじめに「新ながさき農業バックアップ大作戦」の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農業委員会活動整理カードについて
4. その他

○議長

本日の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、平成 28 年度第 11 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。